

大阪樟蔭女子大学心理学部臨床心理学科の廃止に係る学則変更について（届出）

樟法第 23-68 号
令和 6 年 3 月 29 日

文部科学大臣 殿

学校法人 樟蔭学園
理事長 森 眞太郎

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第 2 条の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

- ・大阪樟蔭女子大学心理学部臨床心理学科の廃止に係る学則変更

なお、学則については、全文をホームページ上で公開しており、添付を省略します。

以上

廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

1. 廃止の事由

平成 27 年 4 月 1 日に大阪樟蔭女子大学学芸学部心理学科を新たに設置した。これに伴い、大阪樟蔭女子大学心理学部臨床心理学科については、平成 27 年 4 月以降に入学する学生の募集を停止し、当該学科に在学する学生が在学しなくなるのを待って、当該学科を廃止することにしてきた。

この度、令和 6 年 3 月 31 日をもって在学生在がなくなることが確定したため、大阪樟蔭女子大学心理学部臨床心理学科の廃止を届け出る。

2. 廃止の時期

令和 6 年 3 月 31 日

3. 学生の処置方法

令和 6 年度以降において在籍する学生は存在しないため、廃止に伴う特別な対応は必要としない。

4. 学科の廃止に係る決議を行った年月日

定例理事会 令和 6 年 3 月 29 日